## 三木市公契約条例(案)に対する意見の内容及び意見に対する市の見解

項目等	No.	ご意見の要旨	件数	市の見解
全般	1	目的に賛同し、条例が早期に制定されるこ	148	この条例により、公契約に関連する業務に従事す
		とを望む。		る労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事
				務及び事業の質の向上を図り、地域経済の健全な発
				展に寄与できるよう取り組んでまいります。
対象契約の	2	実効性や効果を精査のうえ、適用する契約	2	この条例の実効性を確保するとともに、受注者に、
範囲		の範囲の引き下げを検討してほしい。		労働状況等を記載した台帳の提出等、一定の事務負
	3	「小さく産んで大きく育てる」というが、	1	担をしていただくこと等を考慮し、規模の大きい契
		中小・零細企業にも条例の好影響が波及する		約に限定するものです。今後の条例の実施状況を検
		ため、可能な限り予定価格の引き下げ、対象		証する中で適用する契約の範囲について見直しを検
		を広げてほしい。		討してまいります。
	4	委託事業については、1000万円以上で	1	
		はなく、500万円以上としてほしい。		
	5	予定価格の制限を記さず、市が発注するこ	1	
		れらの契約を制限なく「公契約」と定義した		
		うえで、この条例の適用を受ける予定価格の		
		制限については、別途定めを設けるよう改め		
		たほうが良いと考えます。		
		また、予定価格の制限にもかかわらず、「市		

		長が適正な品質や賃金等の水準を確保するために特に必要があると認めるもの」については、この条例の適用とする旨の条文を追加するべきと考えます。		
実効性の確保	6	市の調査等について、労働者の申出や必要 時だけでなく定期的な実地調査を行ってほしい。立場の弱い労働者が「申出」をすること はかなりの困難が予測される。	3	条例の実効性を確保するため、事務所への立入調査のほか、受注者に労働者等の賃金や労働時間等を記載した台帳を提出してもらうこと、受注者が調査に非協力的であった場合や是正措置を講じない場合は、契約の解除や入札参加の停止措置等を講じることにしています。 定期的な実地調査につきましては、条例の実施状況について検証をする中での検討事項とさせていただきます。
	7	第3条(市の責務)について。および、必要な措置をとることについて。 「この条例に基づき公契約を適正に行うものとする。」を 「この条例に基づき公契約を適正に行うとともに、適正に運用履行されるよう受注者等に対して必要な措置をとらなければならな	1	条例第6条で「市長等は、対象請負契約又は対象 委託契約において、受注者が労働報酬下限 額以上の労働の対価を支払わなければならないこと その他のこの条例の目的を達成するために必要な事 項を定めるものとする」と規定しており、これが意 見の趣旨と同様の規定となっております。

	١,٠٠٥		
	などと改めるべきと考えます。		
8	条例が施行されている地域で、現場で働く	1	この条例について市で作成したポスターやチラシ
	労働者に周知されていないため、労働報酬下		等を受注者に配布し、対象契約に係る業務が行われ
	限額以下で働いている場合があるという実態		る場所に掲示するよう求める予定です。
	が報告されている。ついては、公契約条例対		
	象の現場において、対象現場であることを明		
	示したわかりやすいポスターや看板等を掲げ		
	るよう、受注者に対して求める文言を追加し		
	てほしい。また、その時に掲げるポスターや		
	看板等は市として統一したものを作成すれ		
	ば、どこの現場でも同じ掲示物を目にするこ		
	とができ、現場の労働者にも条例が浸透して		
	いくのではないかと思う。		
	公契約の現場であることを現場労働者に周	1	
	知するため、労働者に対してチラシの配布が		
	必要だと考えます。		
9	市と受注者との契約はもとより、受注者と	1	受注者と受注関係者(下請負業者等)の間で締結
	下請負業者、使用者と労働者(雇用契約書等)		される契約については、公契約条例で定める労働報
	との契約についても、その工事が公契約条例		酬下限額を下回らないようにすることなどを、契約
	対象工事であることを契約書に明示し、末端		で定めます。

		の労働者にまで周知されるような措置を講じ		なお、第2条の定義において、公契約に従事する
		てほしい。		下請負業者も対象に含まれると明記しております。
	10	第1条(目的) について	1	また、この条例について市で作成したポスターや
	10		1	
		「労働者等の労働環境整備」   、		チラシ等を受注者に配布し、対象契約に係る業務が
		を		行われる場所に掲示するよう求める予定です。
		「下請取引の適正化と労働者等の適正な賃		
		金単価報酬等および労働時間その他の労働条		
		件の確保」		
		に改めるべきと考えます。		
	11	適正な下請取引および下請単価(価格)を	1	
		確保することについて。		
		条例(案)にはありませんが、下請取引の		
		適正化が行わなければ、下請事業者の労働者		
		の賃金等労働条件を条例の規定通り確保する		
		ことが難しくなると考えます。		
		条文を設けて、下請関係令(下請3法や建		
		設業法など)を遵守すること。		
		末端の下請事業者の労働者に至るまで「労		
		<b>働報酬下限額」を守ることのできる適正な下</b>		
		請価格を確保しなければならないこと。を受		
		注者に義務付ける規定とするべきと考えま		

	す。		
12	賃金が下限額を下回った場合には労働者は	1	対象労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請
	市又は受注者に申出ができることとなってい		負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないよう
	るが、実際問題として労働者は申し出ること		にすることを、契約において定めます。
	によって以後の仕事において不利な扱いを受		また、労働者の申出に関する情報の管理を徹底し
	けるのではないかと思い、なかなか申し出る		ます。
	ことができないと思う。ついては、労働者が		
	申し出をした時を含めて、不当な理由で労働		
	者が不利な扱いを受けることがないよう、発		
	注者に義務付ける文言を追加する等の措置を		
	講じてほしい。		
13	公契約条例について受注者説明会などは検	1	この条例の周知方法については、制度内容を市の
	討されていますか。		ホームページに掲載するとともに、個々の入札を行
			う際に、公契約条例が適用される契約であること、
			一定の事務手続きが必要になること等を説明する予
			定です。
14	公契約の実効性と現場の実態とを確認する	1	この条例は、勤務地、給料等重要な個人情報に関
	ため、当組合と連携し、公契約の現場の訪問、		連しておりますので、特定の団体と連携して実施状
	聞き取り調査を公認していただきたい。		況の調査等をすることは考えておりません。
15	実施後も制度の実効性や効果を検証し、よ	1	条例の実施状況を検証しながら、各種改善に取り
	り良い制度に改善されることを願う。また、		組んでまいります。

		国や県にも制定するよう働きかけをしてもら		また、国や県に対する働きかけについては、まず
		いたい。		は三木市において、制度の実効性等の検証を行う必
				要があると考えております。
その他	16	設計労務単価の引上げを検討してほしい。	1	設計労務単価については、農林水産省及び国土交
				  通省が定める公共工事設計労務単価に基づいていま
				すので、単価が引き上げられた際は、それに準じる
				ことになります。
				なお、労働報酬下限額の見直しについては、第 7
				条の労働報酬審議会の意見を聴いた上で、議会の議
				決を経て定めることとしています。
	17	税金を支払っている、三木市民または市内	1	市の入札等に参加するためには、競争入札参加資
	''	に事務所のある事業者しか入札に参加できな	1	格審査を受けなければなりません。その際には、納
		いシステムにしてほしい。		税証明書の提出を求めています。
		V		
				また、対象を三木市民及び市内事業者のみに限定
				するのは、入札参加機会の公平性の点から適切では
				ないと考えます。
	18	条例制定の背景等を明確にするため、前文	1	この条例は、市が締結する契約等に係る業務に従
		を設け、		事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係
		(1) 低価格入札等の問題により、下請業者		る事務及び事業の質の向上を図り、もって地域経済
		や労働者にしわ寄せが行われ、労働者の		の健全な発展に寄与することを目的とし、この目的
		賃金低下および労働条件の悪化がおきて		達成のために取り組むものであり、ご指摘の背景等

いること。

- (2) それに伴い、工事や業務委託等の品質が低下し、もって公金の公正適正な支出の確保に支障をきたす状況が生じてしまうこと。
- (3) このような状況を改善し公平かつ適正な入札や豊かな地域社会の実現、労働者の適正な労働条件を確保することは、本来国が公契約に関する法律を定め必要な措置を講じることによってこそ、速やかな解決が図られてしかるべきことであること。
- (4) しかしながら、公契約に関する法律が 定められていない現状を地方自治体とし てただ見過ごすのではなく、地方自治体 の締結する契約が公平かつ適正になさ れ、豊かな地域社会の実現と労働者の適 正な労働条件の確保に寄与できるよう市 として取り組んでゆくべきであること。
- (5) 以上の立場と決意にもとづき、下請取引の適正化と労働者の適正な賃金報酬等

についても、この目的に包含されていると考えます。

	および労働条件の確保、公契約の品質確保、公金の公正適正な支出の確保をはかり、もって市民が健全な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与するために、この条例を制定する。 ことを記述すべきと考えます。		
19	第4条(受注者の責務)について 「するものとする」規定を「しなければならない」規定に改めるべきだと考えます。	1	受注者の責務として、「受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする」等、条文全体において「するものとする」と「しなければならない」は同等の意になると考えます。